

大洲市シンボルマーク・ロゴタイプ
が利用できるようになります

大洲市のシンボルマーク・ロゴタイプを積極的に活用していただくため、シンボルマークなどの利用条件を10月1日(木)から変更します。それにより、一般企業および個人でも大洲市の許諾を受ければシンボルマークなどを利用できるようになります。利用にあたっては、事前申請が必要ですので、利用希望の場合は、市公式ホームページをご覧ください。お問い合わせ先へご連絡ください。

ただし、これによりシンボルマーク・ロゴタイプを使用している企業や個人、または使用している商品などに対して、大洲市が推奨を行うものではありませんのでご注意ください。



ロゴタイプ

シンボルマーク

【問い合わせ先】

企画情報課企画係

☎24-1728

高速通信網の整備でインターネットが快適に

【大洲市情報通信基盤整備事業】

インターネットは、電話やテレビのように、生活を便利にする情報通信メディアです。インターネットを活用すれば、ネットショッピングや映画、ドラマの視聴、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したコミュニケーションなど、さまざまな便利なサービスが利用できます。

また、オンライン学習が可能となり、教育環境の充実にもつながります。

今後、未整備地域でブロードバンド環境が整備されると、次のようなことが可能となります。

▽高速・大容量の通信

映画やドラマなど、容量の大きいデータをストレスなくダウンロードできます。

▽定額で安定したサービス

携帯回線は、通信量に応じて料金変動したり、場所や時間帯によっては通信が不安定になったりす

ることがありますが、光インターネットは、定額料金で安定した通信サービスを利用できます。

▽Wi-Fi（ワイファイ）で通信制限なし

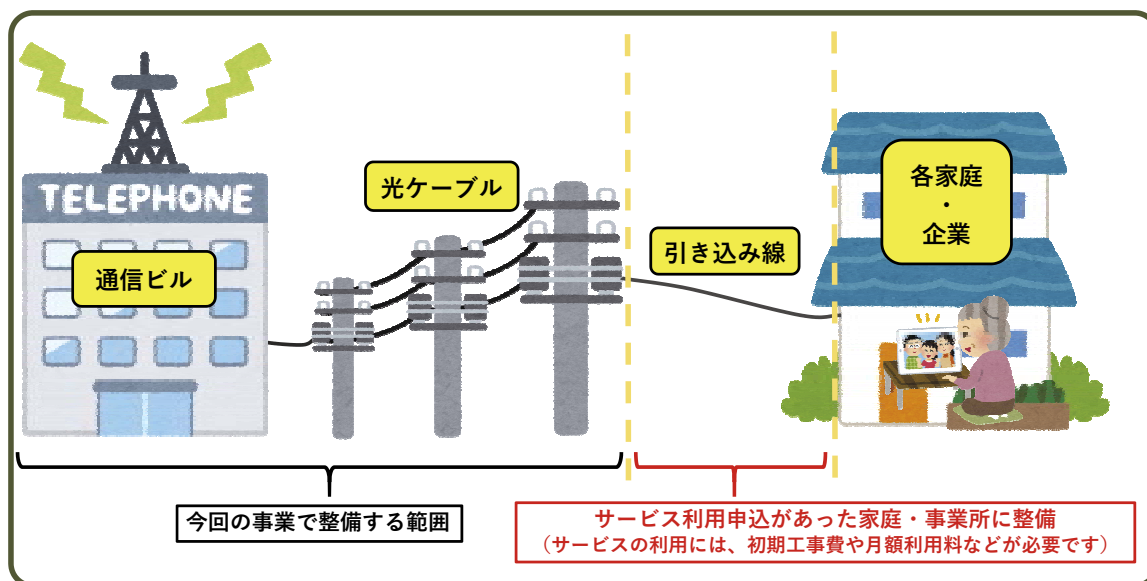
無線LANルータを設置して、Wi-Fiでつなげれば、お持ちのスマートフォンやタブレット端末などで、通信制限なくインターネットを利用できます。

大洲市では、民設民営方式（事業者：NTT西日本）により、光ファイバ網によるブロードバンド環境の整備を進めます。サービス提供開始時期や料金などについては、各地域で説明会を開催する予定です。なお説明会の日程は、広報おおずや市公式ホームページなどで改めてお知らせします。

【問い合わせ先】

企画情報課地域情報係 ☎24-1738

大洲市情報通信基盤整備事業の概要



柘山教育振興会 令和3年度助成事業応募要領

〔公財〕柘山教育振興会について

当財団は、故柘山健三けんざうさんが、郷土大洲の発展に役立ちたいという思いから、私財を投じ、関係者のご協力によって昭和56年に財団法人として設立されました。平成24年からは、公益財団法人となり、今日に至っています。

活動の内容と応募

当財団は、大洲市内の児童生徒や青少年の健全育成に寄与することを目的として、教育・文化・スポーツなど、豊かな人間性を涵養かんようすることを目的とする事業に対して助成を行っています。

助成を希望する場合は、次を参考にお問い合わせのうえ、応募してください。

〔応募資格〕

大洲市内の児童生徒または青少年を対象に、次に掲げる教育・文化・スポーツなどを行う教育関係機関および団体とします。

- ▽文化および芸術の振興
- ▽教育・スポーツなどの推進
- ▽児童生徒または青少年の健全育成
- ▽地域社会の健全な発展
- ▽その他公益の目的を達成するために必要な事業

〔助成金額（年間）〕

提出された事業計画・内容について審査し決定します。

〔応募方法〕

当財団所定の事業計画書など、必要書類を提出してください。詳細は、当財団事務局までお問い合わせください。

〔募集期間〕

10月1日(木)～11月30日(月)
※郵送の場合は必着とします。

〔審査結果の通知〕

決定後、応募者宛てに通知します。令和3年3月末ごろを予定しています。

なお、諸般の事情により、助成できない場合もあります。

〔提出先および問い合わせ先〕

〒795-18502
大洲市大洲737番地
愛媛県立大洲高等学校内
公益財団法人
柘山教育振興会 事務局
☎ 4534
FAX 4708

市立大洲病院職員を募集（追加）します

〔共通受験資格〕

- ▽日本国籍を有する人
- ▽地方公務員法第16条に該当しない人

〔受付期間〕

令和2年10月1日(木)～10月30日(金)

〔職種〕



採用予定職種	人数	受験資格
薬剤師	若干名	薬剤師の免許を有する人または令和3年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
作業療法士	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、作業療法士の免許を有する人または令和3年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
臨床検査技師	若干名	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、臨床検査技師の免許を有する人または令和3年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
社会福祉士	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の免許を有する人または令和3年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人

【採用予定日】 令和3年4月1日

【問い合わせ先】 市立大洲病院 ☎24-2151 ※詳しくは市立大洲病院ホームページをご覧ください。

10月は「食品ロス削減月間」
10月30日は「食品ロス削減の日」

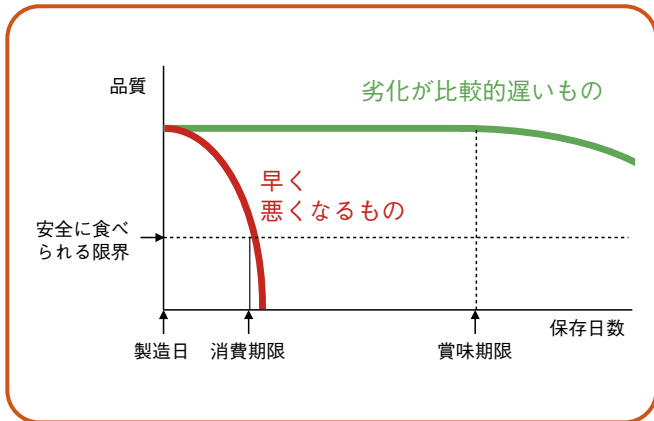
「食品ロス」とは、まだ食べられるにもかかわらず、捨ててしま
う食品のことです。日本では年間
612万トン（平成29年度）の「食
品ロス」が発生し、そのうち約半
分が一般家庭からのものとされて
います。

こうした「食品ロス」を減らす
ことを目的として、「食品ロス削
減推進法」が令和元年10月1日に
施行されました。この法律では、
食品ロスの削減に関する理解と関
心を深めるため、10月を食品ロス
削減月間としています。

つい買いすぎたり、賞味期限を
過ぎてしまい食品をそのまま捨て
たりしていませんか。食品ロスを
減らすために次のことに注意しま
しょう。

【食材は必要なときに必要なだけ
購入しましょう】

買い物に行くときは、冷蔵庫の
中を確認し、必要な分だけ買うよ
うに心がければ、無駄な食品ロス
を減らすことができます。



【賞味期限と消費期限の違いを理
解しましょう】

賞味期限

「おいしく食べられることがで
きる期限」のこと。期限を過ぎて
もすぐに食べられないわけではあ
りません。

消費期限

「過ぎたら食べない方がよい期
限・安全に食べられる期限」のこ
と。期限までに食べるようにして
ください。



【食べ残しをしない】

外食のときは、注文時に料理の
ボリュームについて確認したり、
食べられない食材が入っていると
きは抜くことができるか聞くな
ど、食べ残しをしない工夫で食品
ロスを減らすことができます。

【大洲市「おいしい食べきり運動
推進店」募集中】

外食産業からの食品ロス削減を
推進するため、食べ残しを減らす
取り組みを実践している飲食店・
宿泊施設について、「おいしい食
べきり運動推進店」として登録し、
その取り組みを市公式ホームページ
などで広く紹介しています。

登録を希望される場合はお問い
合わせください。登録をお待ちし
ています。



【問い合わせ先】

市民生活課生活衛生係

☎ 24 1710

「環境にやさしい買い物キャンペーン」

毎年10月は、「3R推進月間」です。

この機会に、日ごろの買い物を見直して、環境にやさしいライフスタイルを実践してみませんか。

また、商品を販売する店舗などは、このキャンペーンの趣旨をご理解いただき、環境にやさしい買い物の呼び掛けなどをお願いします。

「3R」とはごみ減量のため、3つのRではじまる取り組みのことです。

- ▽Reduce (リデュース) ごみの発生を抑制すること
- ▽Reuse (リユース) 繰り返し使うこと
- ▽Recycle (リサイクル) 再資源化すること

【環境にやさしい買い物とは】

- ▽レジ袋を断り、マイバッグ(買物袋)を使いましょう
- ▽必要な物を必要な分だけ買いましょ
- ▽「地元産」、「旬」の物を選びましょ

▽包装は、できるだけ少ない物を選びましょ

▽古紙使用のトイレットペーパーなど、再生品を選びましょ

▽容器が再使用できる物を選びましょ

▽長く使える物を選びましょ

▽家電などは、省資源・省エネルギーの物を選びましょ

▽環境ラベル(マーク)などのついた商品を選びましょ

みなさんのご協力をお願いします。



【問い合わせ先】

市民生活課生活衛生係

☎24-1710

犬の散歩時のふんは、必ず持ち帰りましょ

最近、家の前や道端に犬のふんが放置されたままになっているとの苦情が多く寄せられています。誰もが不快な気持ちになるだけでなく、衛生的にも好ましくありません。

他人に迷惑を掛けないよう、飼い主として次のことを実践ましょ。

- ▽飼い犬と散歩するときは、必ずリードをつけましょ
- ▽ふんをしたらすぐに回収できるよう、スコップやティッシュ、ビニール袋などを持ち歩ましょ
- ▽尿の処理は、水を持参して洗い流ましょ
- ▽自宅で犬のトイレを済ませてから散歩に行く習慣をつけ、持ち帰ったふんは、可燃ゴミとして出ましょ

マナーを守れば、よりよい生活環境を保つことができますので、ご協力をよろしくお願いましょ。

【問い合わせ先】市民生活課生活衛生係 ☎24-1710
 長浜支所 ☎52-1113
 肱川支所 ☎34-2311
 河辺支所 ☎39-2111

愛媛県計量検定所からのお知らせ

「特定計量器(はかり)」の定期検査を実施ましょ。計量法では、「取り引き」・「証明」に使用する「はかり」については、2年に1度の定期検査を受けることが義務付けられています。検定証印または基準適合証印が付され、かつ合格シールが付された「はかり」でない、原則、取り引き・証明には使用できません。下記の会場にて、必ず受検ましょ。

なお、「家庭用」の表示があるヘルスメーターやキッチンスケールなどは取り引き・証明に使用できませんので、定期検査の対象外です。

【問い合わせ先】

愛媛県計量検定所 ☎089(947)4001
 商工業課商工振興係 ☎24-1722

実施日	時間	検査場所
10月8日(木)	午前10時30分~正午	八多喜連絡所
	午後1時30分~午後3時	上須戒連絡所
9日(金)	午前10時~午後3時	長浜体育館
12日(月)	午前10時~午後3時	新谷連絡所
13日(火)	午前11時~午後2時	河辺基幹集落センター
14日(水)	午前10時30分~正午	大洲市役所肱川支所
15日(木)	午前10時30分~午後3時	大洲市総合福祉センター【1日目】
		大洲市総合福祉センター【2日目】
16日(金)	午前10時30分~午後3時	大洲市総合福祉センター【2日目】

病児保育室が利用できます

病児保育室 亀井小児科
大洲市東大洲17 ☎24-3757

平日：午前8時30分から午後6時まで
土曜日：午前8時30分から午後1時まで



病児保育室 くれよん
(おおくぼこどもクリニック)
大洲市徳森2264番地8 ☎57-9377

※送迎対応有
平日
午前8時から午後6時まで
※木曜日午後からの利用はできません。
午前中から利用の方は午後
も利用可能。
土曜日
午前8時から午後0時30分まで



病児保育とは、病気のために集団保育ができない児童を、仕事などにより保護者が保育できない場合に一時的にお預かりする保育サービスで、大洲市では平成28年6月から開始しています。

令和2年5月からおおくぼこどもクリニックでも事業が開始され、亀井小児科を含む2カ所で利用できます。

【対象者】
次の全てに該当する児童
▽市内に住所がある、生後6カ月から小学校3年生までの児童
▽病気の回復期ではないが当面症状の急変が認められない児童、または病気の回復期で入院の必要はないが安静の必要がある児童

▽保護者の就労、疾病、事故、出産、家族の介護または看護などの事情により、家庭での保育が困難な児童

【利用料】
▽1日利用 2000円
▽半日利用 1250円
(どちらも減免措置あり)

【利用方法】
利用にあたっては、実施施設に直接お問い合わせください。
※日曜・祝日・年末年始は休み

【問い合わせ先】
各病児保育室または
大洲市役所子育て支援課
☎57-9996

10月15日(木)から高齢者インフルエンザ予防接種が始まります

【対象者】
65歳以上の大洲市民
(接種時に大洲市に住民票のある人)

- ▽昭和31年1月1日以前に生まれた人で、接種時に65歳以上である人
- ▽10月16日以降、12月31日までに65歳になる人は、誕生日以降に接種してください
- ▽9月1日以降に大洲市に転入した人は、各保健センターまでご連絡ください

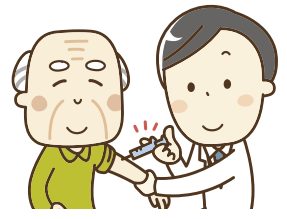
満60歳以上65歳未満の人で、下記の障がい
を有する人

- ▽心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常
生活が極度に制限される程度の障がい
を有する人
- ▽ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい
を有する人

※主治医と相談のうえ、各保健センターで手続き
をしてください(身体障害者手帳が必要)

【接種期間】 10月15日(木)～12月31日(木)
【接種場所】 指定医療機関
【接種料金】 自己負担額 1,000円(一部公費負担)
(生活保護世帯は無料)

【必要なもの】
高齢者インフルエンザ予防接種予診票、接種券
(10月上旬ごろ送付します)



【問い合わせ先】

- 大洲市保健センター ☎23-0310
- 長浜保健センター ☎52-3055
- 肱川保健センター ☎34-2340
- 河辺保健センター ☎39-2111

ガス器具管理の「か・き・く・け・こ」

か 換気を定期的に行う

ガスを使う場合は換気することを習慣付けましょう。また、ガス臭がするときは、換気扇などのスイッチを入れると電気の火花が引火して爆発することがあるので、電気器具のスイッチ類は操作せず、窓を開けて箒で掃くように換気しましょう。

き きちんとガスの元栓を閉める

使用していないガスの元栓は必ず閉めておきましょう。

く 繰り返しの点火操作に注意する

点火操作を繰り返し行うことで、器具に溜まったガスに引火してしまう恐れがあります。再点火する時は気を付けましょう。

け 消し忘れに注意する

ガスコンロの消し忘れは、ガス器具火災で多い原因の一つです。火をつけたままその場を離れることは絶対にやめましょう。

こ コンロ周辺は清潔に保つ

コンロ周辺の油污れなどを放置したまま使用していると、その油が原因で出火する危険性もあります。また、周囲に燃えやすいものを置いておくことも火災につながる危険性がありますので、コンロのお手入れや周囲の整理整頓を心がけましょう。

火災の原因として毎年上位に上がるのがガス器具です。特にガスコンロからの出火が多く、そのほとんどは使用者の不注意により火災が発生しています。ガス器具は日常生活には欠かせないものです。この機会に、正しい使用方法と維持管理について改めて

ガス器具火災を防ごう

て考え、安全・安心な暮らしを目指しましょう。

【問い合わせ先】

大洲消防署 本署
 長浜支署
 川上支署
 ☎ 24-0119
 ☎ 2851

なんよNet119 (緊急通報システム) の運用開始

大洲地区広域消防事務組合では、Net119緊急通報システム(なんよNet119)を令和2年12月1日(火)から運用開始します。

【なんよNet119とは】

聴覚・音声・言語機能などに障がいがあり、電話(音声)による119番通報が困難な人が、スマートフォンなどのインターネット機能を利用して、簡単に119番通報ができるシステムです。利用するときには、事前登録が必要となります。

【利用対象者】

聴覚・音声・言語機能障がいがあり、電話(音声)による119番通報が困難な人のうち、大洲市に住所がある人、または通勤・通学している人を対象とします。

【登録説明会の開催】

利用者を対象とした登録説明会を予定しています。

期日 令和2年11月4日(水)

場所 大洲市総合福祉センター

※聴覚・音声・言語機能障がいの手帳を持っている人は、登録説明会開催の通知をお送りしますので、ご確認ください。



なお、登録説明会以降も、消防本部または最寄りの消防各支署で登録が可能となります。

また、この件については、市公式ホームページや大洲地区広域消防事務組合ホームページにも掲載しますので、ご覧ください。

【問い合わせ先】

大洲地区広域消防事務組合 消防本部警防課通信指令室
 ☎24-0119 FAX24-4583 メール:sirei@ozu119.jp